

# 電気需給約款 (高压・特別高压)

2025年1月1日実施

東邦瓦斯株式会社

# 電気需給約款

## 目次

I	総則	1
1	適用	1
2	本約款等の変更	1
3	定義	2
4	単位および端数処理	5
5	実施細目	6
II	契約の申し込み	7
6	需給契約の申し込み	7
7	需給契約の成立および契約期間	7
8	需要場所	8
9	引込みの単位	8
10	需給契約の単位	8
11	需給の開始	8
12	需給契約書の作成	9
13	計量の単位	9
14	給電申合書	9
15	承諾の限界	9
16	秘密保持	9
III	契約種別および料金	10
17	契約種別	10
18	特別高圧業務用電力	10
19	特別高圧電力	11
20	高圧業務用電力	12
21	高圧電力	15
22	業務用自家発補給電力	18
23	自家発補給電力	21
24	予備電力	23
IV	料金の算定および支払い	25
25	料金の適用開始の時期	25
26	料金の算定および算定期間	25
27	使用電力量等の算定	25

28	日割計算	26
29	料金の支払義務および支払い	26
30	料金および延滞利息の支払方法	27
31	延滞利息	28
32	料金および延滞利息の支払順序	28
33	保証金	28
34	帳票発行手数料	29
V	使用および需給	30
35	適正契約の保持	30
36	契約電力の超過	30
37	需要場所への立入りによる業務の実施	30
38	供給の停止	30
39	供給停止の解除	31
40	供給停止期間中の料金	31
41	違約金	31
42	損害賠償の免責	31
43	設備の賠償	32
VI	契約の変更および終了	33
44	需給契約の変更	33
45	料金の変更	33
46	名義の変更	33
47	需給契約の終了	34
48	需給開始後の需給契約の終了または変更にとまなう料金および工事費負担金等相当額の精算	34
49	解約等	37
50	需給契約終了後の債権債務関係	39
VII	供給方法、工事および工事費の負担	40
51	需給地点および施設	40
52	工事費負担金等相当額の申受け等	40
VIII	管轄裁判所	41
53	管轄裁判所	41
IX	反社会的勢力との取引排除	42
54	反社会的勢力との取引排除	42
	附 則	43
	別 紙	44

# I 総 則

## 1 適用

この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は当社に電気の需給に係る本約款を内容とする契約（以下「需給契約」といいます。）の申し込みをされたお客さまに関し、中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域内のお客さまの需要場所に対して、当社が中部電力パワーグリッド株式会社または配電事業者と締結した接続供給契約にもとづき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

## 2 本約款等の変更

- (1) 一般送配電事業者(3(定義)(13)に規定する一般送配電事業者をいいます。)または配電事業者(3(定義)(14)に規定する配電事業者をいいます。)(以下「一般送配電事業者等」といいます。)が定める託送供給等約款(3(定義)(28)に規定する託送供給等約款をいいます。)およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)が変更された場合、法令・条例または規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法548条の4の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなく本約款の内容を変更することがあります。この場合、原則として、約款変更を行った日から、変更後の本約款によるものとします。

なお、当社は、本約款を変更するときは、その効力発生時期を定めるとともに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法(以下「当社が適切と判断した方法」といいます。)によりお知らせいたします。

- (2) 本約款の変更をしようとし、または変更した場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
- イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
- ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (3) 本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとまなわれない内容である場合には、供給条

件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

- (4) 消費税法および地方税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、お客さまは、変更された税率にもとづき、本約款に定めるお客さまが負担する債務をお支払いいただきます。

### 3 定義

次の言葉は、需給契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高圧  
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (2) 特別高圧  
標準電圧20,000ボルト、30,000ボルト、70,000ボルトまたは140,000ボルトをいいます。
- (3) 電灯  
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯または水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小型機器  
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (5) 動力  
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (6) 付帯電灯  
動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。
- (7) 契約負荷設備  
お客さまが契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (8) 契約受電設備  
お客さまが契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。
- (9) 契約電力  
お客さまが契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (10) 最大需要電力  
託送約款等に定める、30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により

計量される値をいいます。

(11) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(12) 消費税率

消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。

(13) 一般送配電事業者

お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者としての中部電力パワーグリッド株式会社をいいます。

(14) 配電事業者

お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第2条第1項第11号の3に規定する事業者をいいます。

(15) 常時供給電力

お客さまに常時供給する電力をいいます。

(16) 予備電力

お客さまの常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるため予備電線路により供給される電力をいい、次の2種類があります。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(17) 自家発補給電力

当社が供給する電気とお客さまが所有する自家発電設備による電気をあわせて使用する場合に、お客さまが所有する自家発電設備の検査、補修、または事故による不足電力の補給に当てるために、当社がお客さまに供給する電力をいいます。

(18) 貿易統計

関税法にもとづき公表される輸出および輸入に関する統計をいいます。

(19) インバランス単価

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづき、一般送配電事業者がインバランス単価として算定して公表する30分ごとの単価をいいます。

(20) 約定単価

イ 一般社団法人日本卸電力取引所から公表される翌日取引（以下「スポット市場取引」といいます。）における30分ごとのエリアプライス（一般社団法人日本卸電力取引所が定める取引規程第28条第1項第2号所定のエリア毎の約定価

格)で、中部エリアにおけるものをいいます。

ロ イにかかわらず、30分ごとにおけるスポット市場取引の取引結果において、以下の事象によってエリアプライスが公表されない時間帯がある場合には、中部エリアの当該時間帯のインバランス単価を「約定単価」といたします。

(イ) 商い不成立の場合

(ロ) 一般社団法人日本卸電力取引所が閉鎖した場合

(ハ) その他取引上における措置により取引結果が反映されない場合等

ハ イおよびロにかかわらず、中部エリアのエリアプライスおよびインバランス単価のいずれも公表されない時間帯がある場合には、当社が定めた単価を「約定単価」といたします。

(21) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量、価額および約定単価の値にもとづき平均燃料価格および平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(22) 燃料費調整額

燃料費の変動を料金に反映させるための制度にもとづいて別紙1(燃料費調整)(1)ホにより算出された値をいいます。

(23) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定めるところによります。

(24) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、割引額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(25) 供給地点

当社が一般送配電事業者等から、お客さまに電気を供給するために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。

(26) 接続供給

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者等から受ける電気の供給をいいます。

(27) 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社と一般送配電事業者等との接続供給に係る契約をいいます。

(28) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者等の約款で、一般送配電事業者が電気事業法第18条第1項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたもの、または配電事業者が電気事業法第27条の12の11第1項にもとづき経済産業大臣に届け出たものをいいます。

(29) 夏季、その他季、休日、平日、重負荷時間、昼間時間、夜間時間

下記表に定める期間および時間をいいます。

項目	対象日時	
夏季／その他季	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間
	その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外の日
重負荷時間／昼間時間／夜間時間	重負荷時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午前10時から午後5時
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および重負荷時間を除いた午前8時から午後10時
	夜間	重負荷時間と昼間時間以外

#### 4 単位および端数処理

需給契約において使用する単位、端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたし



ます。

(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

## 5 実施細目

需給契約の実施上必要な細目的事項は、需給契約の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

## Ⅱ 契約の申し込み

### 6 需給契約の申し込み

- (1) お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款および需給契約の内容ならびに託送約款等におけるお客さまに関する事項を遵守することを承諾のうえ、契約種別、契約電力、使用開始希望日等必要事項を明らかにして、当社所定の様式によって、申し込みをしていただきます。
- (2) 契約電力、契約負荷設備および契約受電設備については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただき、契約種別ごとにⅢ（契約種別および料金）に規定する決定方法に従い決定されます。
- (3) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申し込みまたは保安用の発電設備、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (4) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかかな場合を除き、業務用自家発補給電力または自家発補給電力の申し込みをしていただきます。また、一般送配電事業者等が定める発電設備系統連系サービス要綱による連系契約を締結する必要があるかを一般送配電事業者等へ確認していただきます。
- (5) お客さまの都合により申し込み手続きを取り止めることとなった場合、需給開始予定日より前に、当社に対しその旨を申し出ていただきます。

### 7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの申し込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。
  - (2) 需給契約の締結において、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、当社が適切と判断した方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
  - (3) 契約期間は、次によります。なお、口にもとづき契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- イ 契約期間は、原則として、11（需給の開始）にもとづき定められた需給開始日から、1年間といたします。なお、新たに電気の供給を受ける場合の契約期間

は、11（需給の開始）にもとづき定められた需給開始日から、同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の末日までといたします。

- ロ 契約期間満了の3か月前までに、お客さまと当社の双方が、需給契約の終了または変更について申し入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

## 8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

## 9 引込みの単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需要場所につき、1 供給電気方式および1 引込みをもって電気を供給いたします。

## 10 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、次の2 以上の契約種別を契約する場合、特別高圧業務用電力もしくは特別高圧電力と次の契約種別とをあわせて契約する場合、または高圧業務用電力もしくは高圧電力と次の契約種別とをあわせて契約する場合
  - イ 業務用自家発補給電力または自家発補給電力のうちいずれか1つ
  - ロ 予備電力
- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき
- (3) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

## 11 需給の開始

- (1) 当社は、お客さまと協議のうえ需給開始予定日を定め、需給契約が成立したときには、需給開始に必要な手続きを経たのち、電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始予定日に当社から電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまとの協議のうえ、需給開始予定日を定めることといたします。

## 12 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合、電気の需給契約に関する必要な事項について、電気需給契約書（以下「需給契約書」といいます。）を作成いたします。なお、需給契約書を作成しないときは、当社は、需給契約成立後、電気の需給契約に関する必要な事項について記載した書面（以下「通知書面」といいます。）をお客さまに交付するものとします。

## 13 計量の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1計量をもって電気を供給いたします。

## 14 給電申合書

需給業務の運用を円滑に行うため、当社の基準にもとづき当社が必要と認めた場合には、お客さまは当社および一般送配電事業者等とそれぞれ給電申合書を締結していただくことがあります。

## 15 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、需要場所、お客さまによる料金支払債務その他の債務の支払い状況（すでに消滅しているものを含み、当社および当社の媒介、代理または取次ぎを業として行う者との他の契約の料金支払債務その他の債務を支払期限日を経過して支払われない場合を含みます。）その他やむをえない理由がある場合および当社が適当でないと判断した場合には、お客さまの需給契約の申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

## 16 秘密保持

お客さまおよび当社は、相手方の承諾をえた場合を除き、需給契約および需給契約に付随して締結される契約に関する事項について、第三者に開示しないものといたします。ただし、本契約の履行に関連して一般送配電事業者等に情報提示が必要なもの、または、法令上の根拠、官公庁その他の公的機関（電力広域的運営推進機関を含みます。）からの正当な権限による開示要請がある場合は除くものといたします。なお、この規定は、需給契約終了後においても有効に存続するものといたします。

### Ⅲ 契約種別および料金

#### 17 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

契約種別	特 別 高 圧 業 務 用 電 力
	特 別 高 圧 電 力
	高 圧 業 務 用 電 力
	高 圧 電 力
	業 務 用 自 家 発 補 給 電 力
	自 家 発 補 給 電 力
	予 備 電 力

#### 18 特別高圧業務用電力

##### (1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるものに適用いたします。

##### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

##### (3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。

ロ お客さまが需要場所において、他の需給契約または需給契約以外の契約（以下「他契約」といいます。）により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給は本約款により電気の供給を受けていたものとみなします。

##### (4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、基本料金は、需給契約書または通知書面（以下総称して「需給契約書等」といいます。）により定めるものとし、(5)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電

力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(5) 力率割引および割増し

力率は、その1か月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合の平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定いたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。

力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

## 19 特別高圧電力

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。

ロ お客さまが需要場所において、他契約により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給は本約款により電気の供給を受けていたものとみなします。

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(5)に定める条件を満

たす場合には力率割引または割増しをいたします。なお、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(5) 力率割引および割増し

力率は、その1か月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定いたします。ただし、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。

力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(6) その他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

## 20 高圧業務用電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満（業務用自家発補給電力とあわせて契約する場合は、業務用自家発補給電力の契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、一般送配電事業者等の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合で、一般送配電事業者等との協議が調ったときは、お客さまと当社との協議によって契約電力が50キロワット未満であるもの、または、2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力と前11か月のうち、いずれか大きい値といたします。

- a 新たに電気の供給を受ける場合、料金適用開始の日以降12か月の期間の各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- b 契約受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1か月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1か月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1か月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1か月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12か月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12か月の期間で、その1か月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 業務用自家発補給電力と同一計量される場合で、業務用自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1か月の業務用自家



発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から業務用自家発補給電力のその1か月の最大需要電力を差し引いた値とその1か月の業務用自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1か月の最大需要電力とみなします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 業務用自家発補給電力と同一計量される場合で、業務用自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則としてその1か月の業務用自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から業務用自家発補給電力のその1か月の最大需要電力を差し引いた値とその1か月の業務用自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1か月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めるものとし、それまでの契約電力は、イによって定めます。

ニ お客さまが当該需要場所において、他契約により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給は本約款により電気の供給を受けていたものとみなします。

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(6)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）(1) ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1) ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、

別紙1（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(6) 力率割引および割増し

力率は、その1か月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定いたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。

力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

## 21 高圧電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし、お客様の特別の事情、一般送配電事業者等の供給設備の状況等からお客様が高圧で電気の供給を受けることを希望される場合で、一般送配電事業者等との協議が調ったときは、お客様と当社との協議によって契約電力が50キロワット未満であるもの、または、2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力と前11か月のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12か月の期間の各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- す。
- b 契約受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1か月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1か月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1か月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1か月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12か月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12か月の期間で、その1か月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- (ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1か月の自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその1か月の最大需要電力を差し引いた値とその1か月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1か月の最大需要電力とみなします。
- ロ 契約電力が500キロワット以上の場合
- (イ) 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。
- なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められる

ときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1か月の自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその1か月の最大需要電力を差し引いた値とその1か月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1か月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めるものとし、それまでの契約電力は、イによって定めます。

ニ お客さまが当該需要場所において、他契約により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給は本約款により電気の供給を受けていたものとみなします。

#### (5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(6)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）(1) ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1) ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）(1) ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1) ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### (6) 力率割引および割増し

力率は、その1か月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定いたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。

力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつ

き、基本料金を1パーセント割増いたします。

(7) その他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

## 22 業務用自家発補給電力

(1) 適用範囲

特別高圧または高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

(2) 契約電力

イ 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力とし、以下同様といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量を下回らないものといたします。

ロ イによりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。

(イ) 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行い、運転を開始するものをいいます。

(ロ) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

(3) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(4)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、30パーセントといたします。また、その1か月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、お客さまが供給を受ける特別高圧業務用電力または高圧業務用電力と同一といたします。

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは特別高圧業務用電力または高圧業務用電力に準ずるものといたします。

(5) 業務用自家発補給電力の使用

お客さまが業務用自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえないときは、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(6) 特別高圧業務用電力または高圧業務用電力と同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧業務用電力または高圧業務用電力と同一計量される場合で、業務用自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として業務用自家発補給電力をその1か月の最大需要電力とみなします。

イ 高圧業務用電力の契約電力を20(高圧業務用電力)(4)イによって定めるお客さまの場合で、業務用自家発補給電力の需要電力の最大値が業務用自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかなきは、その需要電力の最大値をその1か月の最大需要電力とみなします。

ロ 特別高圧業務用電力のお客さままたは高圧業務用電力の契約電力を20(高圧業務用電力)(4)ロによって定めるお客さまの場合で、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係るその1か月の最大需要電力等が特別高圧業務用電力または高圧業務用電力の契約電力と業務用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が業務用自家発補給電力の超過であることが明らかなきは、その需要電力の最大値をその1か月の最大需要電力とみなします。なお、超過の原因が明らかでないときは、特別高圧業務用電力または

高圧業務用電力と業務用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1か月の最大需要電力とみなします。

- (7) 特別高圧業務用電力または高圧業務用電力と同一計量される場合の使用電力量
- イ 使用電力量は、業務用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に業務用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。
- なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれの基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、業務用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。
- また、基準の電力の算定にあたり次の (イ)、(ロ) または (ハ) によりがたい場合は、お客さまと当社との協議により (イ)、(ロ) または (ハ) に準じて決定いたします。
- (イ) 業務用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における特別高圧業務用電力または高圧業務用電力の平均電力
- (ロ) 業務用自家発補給電力の使用の前3か月間における特別高圧業務用電力または高圧業務用電力の平均電力
- (ハ) 業務用自家発補給電力の使用の前3日間における特別高圧業務用電力または高圧業務用電力の平均電力
- ロ 業務用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、業務用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力の使用電力量といたします。
- ハ 業務用自家発補給電力の使用電力量は、原則として業務用自家発補給電力の最大需要電力に業務用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。
- (8) その他
- イ 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ書面により通知していただきます。なお、その実施の時期を変更される場合には、その1か月前までに当社に通知していただきます。
- ロ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧業務用電力または高圧業務用電力に準ずるものといたします。

## 23 自家発補給電力

### (1) 適用範囲

特別高圧または高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給に充てるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

### (2) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。

### (3) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(4)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しいたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、20 パーセントといたします。また、その 1 か月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙 1（燃料費調整）(1) ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙 1（燃料費調整）(1) ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）(1) ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙 1（燃料費調整）(1) ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、お客さまが供給を受ける特別高圧電力または高圧電力と同一といたします。

### (4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは特別高圧電力または高圧電力に準ずるものといたします。

### (5) 自家発補給電力の使用

お客さまが自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえないときは、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

### (6) 特別高圧電力または高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力



特別高圧電力または高圧電力と同一計量される場合で、自家発補給電力を使用したときには、次の場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力をその1か月の最大需要電力とみなします。

イ 高圧電力の契約電力を21（高圧電力）（4）イによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかなきは、その需要電力の最大値をその1か月の最大需要電力とみなします。

ロ 特別高圧電力のお客さまの場合または高圧電力の契約電力を21（高圧電力）（4）ロによって定めるお客さまの場合で、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係るその1か月の最大需要電力等が特別高圧電力または高圧電力の契約電力と自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかなきは、その需要電力の最大値をその1か月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、特別高圧電力または高圧電力と自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1か月の最大需要電力とみなします。

(7) 特別高圧電力または高圧電力と同一計量される場合の使用電力量

イ 使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれの基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。

また、基準の電力の算定にあたり次の（イ）、（ロ）または（ハ）によりがたい場合は、お客さまと当社との協議により（イ）、（ロ）または（ハ）に準じて決定いたします。

（イ） 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における特別高圧電力または高圧電力の平均電力

（ロ） 自家発補給電力の使用の前3か月間における特別高圧電力または高圧電力の平均電力

（ハ） 自家発補給電力の使用の前3日間における特別高圧電力または高圧電力の平均電力

ロ 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し

引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量といたします。

ハ 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

(8) その他

イ 定期検査または定期補修は、できる限り夏季を避けて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1か月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

ロ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力または高圧電力に準ずるものといたします。

## 24 予備電力

(1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予備線

高 圧：常時供給変電所から供給を受ける場合

特別高圧：常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

高 圧：常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

特別高圧：常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合を除き、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときに契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と

いたします。

ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものといたします。

電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）(1) ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1) ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）(1) ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1) ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、特別高圧業務用電力または特別高圧電力の需給契約を締結しているお客さまが高圧で供給を受ける場合には、次のとおり、取り扱います。

イ 契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3 パーセントといたします。）で修正したものといたします。

ロ 使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3 パーセントといたします。）で修正したものといたします。

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(5) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ 予備電力の各項における常時供給分とは、常時電線路による電気の供給分をいい、自家発補給電力供給分を含みます。

ハ その他の事項についてはとくに定めのある場合を除き、特別高圧業務用電力、特別高圧電力、高圧業務用電力または高圧電力に準ずるものといたします。

## IV 料金の算定および支払い

### 25 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用し、供給準備着手前に需給開始延期の申し入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書等に記載された需給開始日から適用いたします。

### 26 料金の算定および算定期間

- (1) 料金は、需給契約書等に記載の料金を適用して算定し、その算定期間は、「1か月」とし、原則として毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、契約を開始した月は契約開始日から当該月末日までの期間、契約を終了した月は当該月1日から契約終了日までの期間といたします。
- (2) 料金算定は、原則として毎月第3営業日から第5営業日までに行います。一般送配電事業者等からの使用電力量および最大需要電力の受領が遅れた場合、原則として第5営業日に料金算定を行います。なお、営業日とは、日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日および12月30日（以下「当社が定める休日」といいます。）以外の日をいいます。

### 27 使用電力量等の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。  
また、料金の算定期間における使用電力量は、(3)または(4)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。  
なお、電力量料金に料金区分を有する場合、料金の算定期間における各料金区分の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、各料金区分に、料金の算定期間において合計した値といたします。
- (2) 当社は、一般送配電事業者等から受領した検針の結果を、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等の定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力を需給契約ごとに計量できないとき等は、託送約款等の定めるところにより、使用電力量または最大需要電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

## 28 日割計算

- (1) 当社は、26（料金の算定および算定期間）に定める算定期間が1か月に満たない場合は、次により料金を算定いたします。
  - イ 基本料金は、次の算式により日割計算をいたします。  
1か月の基本料金 × （日割計算対象日数/該当月の日数）  
端数は、小数点以下第3位で切り捨ていたします。
  - ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。
  - ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 日割計算をする場合は、日割計算対象日数には開始日、再開日、停止日および終了日を含みます。  
ただし、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

## 29 料金の支払義務および支払い

- (1) お客様の料金の支払義務は、当社が一般送配電事業者等から料金算定期間の全使用量を受領後、料金計算を行った日に発生いたします。
- (2) お客様の料金は、支払期限日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、当社が定める休日の場合には、その直後の当社が定める休日でない日を支払期限日といたします。
- (4) お客様がイまたはロに該当することとなったときには、(3)にかかわらず、お客様の料金の支払期限日は(5)、(6)および(7)によるものといたします。
  - イ 振出し、引受け、裏書きした手形または小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
  - ロ 破産、特別清算、民事再生、会社更生もしくはこれらに類する法的手続きの申し立てを受けまたは自ら申し立てを行った場合
- (5) お客様が(4)イまたはロに該当することとなった場合で、現に支払義務が発生している料金でまだ支払われていない料金（支払期限日を経過していない料金に限ります。）がある場合は、その料金の支払期限日は、お客様が(4)イまたはロに該当することとなった日といたします。
- (6) お客様が(4)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、初回に支払義務が発生する料金の支払期限日は、お客様が次のイまたはロに該当する場合は(3)で定める支払期限日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。また、次回以降に支払義務が発生する料金の支払期限日は、その料金ごとの支払義務発生日の前日にお客様が次のハに該当する

場合は(3)で定める支払期限日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。

イ (4)イまたはロに該当することとなった際にまだ支払われていない料金がな  
い場合

ロ (4)イまたはロに該当することとなった際、現に支払義務が発生している料  
金があるときは、すべての料金が支払期限日までに相殺以外の方法により支  
払われた場合

ハ お客さまがイまたはロに該当する場合で、(4)イまたはロに該当すること  
となった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、支払期限日を経過し  
て支払われていない料金がなかったとき

- (7) (4)イまたはロに該当する理由となった事実が解消された場合等には、当社に申し  
出ていただきます。この場合、(4)イまたはロに該当することとなった日の翌日  
以降に支払義務が発生する料金のうち、その事実が解消された日以降に支払義務  
が発生する料金については、(6)にかかわらず、お客さまが(4)イまたはロに該当  
しなかったものとみなします。

### 30 料金および延滞利息の支払方法

- (1) お客さまは、料金(31(延滞利息)の規定による延滞利息を含みます。)を原則  
として口座振替により、当社が指定した金融機関を通じて、毎月お支払いいた  
だきます。
- (2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書また  
は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社または金融機関に申し込んでい  
たきます。
- (3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
- (4) お客さまが、口座振替の方法により支払われる場合は、料金がお客さまの指定す  
る口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたしま  
す。
- (5) 口座振替の方法によりお支払いいただいている場合であって、お客さまの指定する  
口座から引落としがなされなかった料金は、払込みによりお支払いいただきます。
- (6) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手  
続が完了するまでは料金を、払込みの方法によりお支払いいただきます。
- (7) お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社または当社が指定し  
た債権管理回収業者に関する特別措置法にもとづく債権回収会社が作成した払込  
書により、当社が指定した金融機関(以下「金融機関等」といいます。)でお支  
払いいただきます。

なお、当社が指定した債権回収会社が作成した払込書により、金融機関等で収納

制度を利用してお支払いいただく際には、所定の手数料をご負担いただく場合があります。

- (8) お客さまが、料金を払込みの方式により支払われる場合は、料金の払込みを受けた金融機関等により、当社が指定した金融機関等に払込まれたときに、当社に対する支払いがされたものとしたします。

### 31 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

イ 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合

ロ 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

- (2) 延滞利息は、その計算の対象となる電気料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に一日あたり0.0274パーセントを乗じて計算してえた金額といたします。なお、消費税等相当額は次の計算式により計算いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額

$$= \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払義務は、32（料金および延滞利息の支払順序）の適用にあたっては、(3)の規定にもとづき、あわせて支払っていただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。
- (5) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定にもとづき、あわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じといたします。

### 32 料金および延滞利息の支払順序

料金および延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

### 33 保証金

- (1) 当社は、6（需給契約の申し込み）(1)の申し込みをされるお客さまから、当社による需給の開始に先だて、そのお客さまの予想月額料金の3か月分に相当する金額をこえない範囲内で保証金を預かることがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- (3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過しても料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支

払いがないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。

- (4) 当社は、(2)に規定する保証金の預かり期間経過後、または47（需給契約の終了）もしくは49（解約等）の規定により需給契約が終了したときは、保証金とその利息との合計額（(3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）をすみやかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年0.024パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。

### 34 帳票発行手数料

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、原則として、以下に定める各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料をお客さまに請求いたします。なお、帳票発行手数料は、原則として、帳票が発行された直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が請求書を発行した場合

ロ お客さまが、料金を払込みの方法でお支払いいただく場合で、当社が払込書を発行した場合

- (2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

イ (1)イの場合

1料金の算定期間および1通につき	130円（税込）
------------------	----------

ロ (1)ロの場合

1料金の算定期間および1通につき	250円（税込）
------------------	----------



## V 使用および需給

### 35 適正契約の保持

当社は、契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、お客さまと当社ですみやかに協議の上、契約を適正なものに変更していただきます。

### 36 契約電力の超過

- (1) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1か月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過電力とは、その1か月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、原則として契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期限日までに支払っていただきます。

### 37 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまの求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認に関する業務
- (2) その他本約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

### 38 供給の停止

- (1) 託送約款等の定めるところにより、一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨の警告をしても改めない場合には、一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 37（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入

- りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ニ お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合に、当社が 35（適正契約の保持）によって契約の変更を求めても応じていただけない場合
- ホ お客さまがその他本約款に反した場合

### 39 供給停止の解除

38（供給の停止）によって一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

### 40 供給停止期間中の料金

38（供給の停止）によって一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を28（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

### 41 違約金

- (1) お客さまが、お客さまの需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用された場合、および38（供給の停止）(2)イもしくはロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、適正な供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6か月以内で当社が決定した期間といたします。

### 42 損害賠償の免責

- (1) 託送約款等の定めるところにより、一般送配電事業者等が電気の供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 38（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または47（需給契約の終了）によって需給契約が終了した場合もしくは49（解約等）によって需給契約を解約した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

#### 43 設備の賠償

(1) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額をそれぞれ賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

(2) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客様に支払っていただきます。

## VI 契約の変更および終了

### 44 需給契約の変更

- (1) お客さまが、需給契約の内容の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申し込み）に定める新たに需給契約を希望される場合の規定に準じて行うものといたします。
- (2) (1)の場合、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
  - イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
  - ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

### 45 料金の変更

- (1) 当社は、次の状況変化が生じた場合は、契約期間にかかわらず、基本料金および電力量料金を適当な水準に見直すため、お客さまと当社にて協議するものといたします。
  - イ 国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化（法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰等）が生じ、その状態が解消される見込みが立たない場合
  - ロ お客さまが当社に提出した契約期間中の電気の需要予測（これがない場合は、過去一年間の電気の需要実績を需要予測とみなします。）とお客さまの実際の電気のご使用状況が大幅に乖離した場合
- (2) (1)の協議が不調のまま推移した場合、当社は、契約期間の満了前であっても、協議の開始日から3か月を経過したときをもって需給契約を解約できるものとします。この場合、お客さまは他の小売電気事業者へ電気供給を申込み、当社はその手続に必要な協力を行うものとします。また、当社は48（需給開始後の需給契約の終了または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算）の規定を適用しないものとします。

### 46 名義の変更

電気を新たに使用しようとする方が、事業譲渡、合併、その他の原因により、前に使用されていたお客さまの需給契約に関するすべての権利および義務（前に使用されてい

たお客様の料金支払義務を含みます。)を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときは、名義の変更手続きをしていただきます。この場合には、その旨を当社に文書により申し出ていただきます。

#### 47 需給契約の終了

- (1) お客様が、契約期間満了前に需給契約を終了しようとする場合は、原則として、あらかじめその終了を希望する日の3か月前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客様の申し出をもとに、一般送配電事業者等に対して、終了希望日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。
- (2) お客様が、契約期間満了をもって需給契約を終了しようとする場合は、原則として、あらかじめ契約期間満了日の3か月前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客様の申し出をもとに、一般送配電事業者等に対して、契約期間満了日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。
- (3) 需給契約は、契約期間満了をもって需給契約が終了する場合、49（解約等）により需給契約を解約する場合および次の場合を除き、お客様が当社に通知された終了希望日に終了いたします。
  - イ 当社がお客様の終了の申し出を、実際に使用を終了した日以降に受けた場合は、原則としてその申し出を受け付けた日（当社が定める休日である場合には、その直後の当社が定める休日以外の日となります。）を契約終了日といたします。
  - ロ 当社の責めとならない理由（災害等不可抗力による場合を除きます。）により需給契約を終了するために必要な処置ができない場合は、終了するための処置が可能になった日を契約終了日といたします。

#### 48 需給開始後の需給契約の終了または変更にとりまう料金および工事費負担金等相当額の精算

- (1) お客様が契約電力を新たに設定し、需給契約を更新し、または契約電力を増加された日以降1年に満たないで、需給契約を終了（当該需要場所において当社との需給契約終了後も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合を除きます。）しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。
  - イ 契約電力を新たに設定された日または需給契約を更新した日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとする場合
    - (イ) 当社は、お客様が契約電力を新たに設定された日または需給契約を更新した日から需給契約を終了される日の前日までの期間の料金につい

て、さかのぼって各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用（供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合はその部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。

(ロ) 当社は、一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまからその金額を申し受けます。

ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとする場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約を終了される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につき各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用（供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合はその部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。

なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、契約電力の増加分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまからその金額を申し受けます。

ハ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につき各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用（供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合はその部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。

なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

- (ロ) 当社は、一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまからその金額を申し受けます。
- ニ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合
- (イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につき各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用（供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合はその部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたもの）といたします。
- なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。
- (ロ) 当社は、一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまからその金額を申し受けます。
- (2) お客さまが契約電力を新たに設定し、需給契約を更新し、または契約電力を増加された日以降1年に満たないで、需給契約を終了しようとする場合で、当該需要場所において当社との需給契約終了後も引き続き他契約により電気の供給を受けるときは、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。
- イ 契約電力を新たに設定された日または需給契約を更新した日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとする場合
- (イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日または需給契約を更新した日から需給契約を終了される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用（託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたもの）といたします。

- (ロ) 当社は、一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまが終了された需給契約に関する接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当該需給契約の終了の前後にかかわらず、お客さまからその金額を申し受けます。
- ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとする場合
- (イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約を終了される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につき各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用（託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものとしたします。）いたします。
- なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、契約電力の増加分と残余分の比であん分してえたものとしたします。
- (ロ) 当社は、一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまが終了された需給契約に関する接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当該需給契約の終了の前後にかかわらず、お客さまからその金額を申し受けます。
- (3) 20（高圧業務用電力）(4)イまたは21（高圧電力）(4)イによって契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または別紙3（契約受電設備の総容量の算定）によって算定された契約受電設備の総容量（以下「契約受電設備の総容量」といいます。）もしくは受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとし、または20（高圧業務用電力）(4)イ(イ)cまたは21（高圧電力）(4)イ(イ)cにより契約電力を減少しようとする場合は、(1)または(2)に準ずるものとしたします。
- なお、この場合、(1)または(2)にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量または受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を増加された日とし、契約電力を減少される日は、20（高圧業務用電力）(4)イ(イ)cまたは21（高圧電力）(4)イ(イ)cにより契約電力を減少しようとする日としたします。

#### 49 解約等

- (1) 当社は、お客さまが次にかかげる事由に該当する場合には、需給契約を解約する



ことがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

なお、需給契約を解約する場合には、あらかじめその旨を解約日とともに予告し、お客さまに対して①需給契約の解約後無契約となった場合には電気の供給が停止すること、および②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者または一般送配電事業者等から電気の供給を受けることができることを書面により説明いたします。

- イ 支払義務発生日の翌日から起算して 50 日（支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目が当社が定める休日の場合は、その直後の当社が定める休日でない日といたします。）を経過してもなお料金または延滞利息のお支払いがない場合
  - ロ 当社との他の需給契約またはガスの使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金についてイの事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
  - ハ この需給契約にもとづいてお支払いを求めた料金または延滞利息以外の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合
  - ニ 当社の媒介、代理または取次ぎを業として行う者との契約の料金支払債務その他の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合
  - ホ 当社による需給契約の承諾の意思表示の後、お支払いに関する申込書に不備があることが判明し、申し込み手続きを完了できない場合
  - ヘ 35（適正契約の保持）によって、変更を依頼されたお客さまが当社の定めた期日までにその変更を行わない場合
  - ト 38（供給の停止）に該当し、供給の停止となった事実が解消されないことがあらかじめ明らかな場合
  - チ 特別高圧電力、高圧電力もしくは自家発補給電力の場合または予備電力で特別高圧電力または高圧電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき
  - リ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合
  - ヌ 振出し、引受け、裏書きした手形または小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
  - ル 破産、特別清算、民事再生、会社更生もしくはこれらに類する法的手続きの申し立てを受けまたは自ら申し立てを行った場合
  - ヲ 需給契約の条項（54（反社会的勢力との取引排除）を含みます。）に違反した場合
  - ワ 本約款等および託送約款等、法令、条例、規則等に反した場合
- (2) お客さまが当社に需給契約終了の通知をしない場合であっても、その需要場所か

ら移転されている等明らかに電気の使用を終了したと認められるときは、当社または一般送配電事業者等がお客さまに対する電気の供給を終了させるための措置をとることがあります。この場合、この措置をとった日に需給契約の解約があったものといたします。

#### 50 需給契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権および債務は、49（解約等）の規定によって当社が需給契約を解約したとしても、消滅いたしません。なお、これには支払義務発生日の到来していないものも含まれます。

## Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担

### 51 需給地点および施設

- (1) 一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものとします。
- (2) 託送約款等にもとづき当社と一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている需給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行う場合の一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては、原則としてお客さまと一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。

### 52 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当社が一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事費に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を工事費負担金等相当額として申し受けます。
- (2) 当社が一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みの取消または変更される場合で、当社が一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社はその金額をお客さまから申し受けます。

## VIII 管轄裁判所

### 53 管轄裁判所

需給契約に関する一切の訴訟については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

## IX 反社会的勢力との取引排除

### 54 反社会的勢力との取引排除

当社およびお客さまは、次について表明し、保証するものといたします。

- (1) 自己または自己の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（以下「自己の代表者等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 反社会的勢力が自己または自己の代表者等の経営に実質的に関与していないこと。
- (3) 自己または自己の代表者等が、反社会的勢力を利用していないこと。
- (4) 自己または自己の代表者等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- (5) 自己または自己の代表者等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 自己または自己の代表者等が、自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いていないこと。

## 附 則

### 1 本約款の実施期日

本約款は、2025年1月1日から実施いたします。

### 2 「26 料金の算定および算定期間」について

- (1) 日本国政府による「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」における「足元の物価高に対するきめ細かい対応」の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下「本事業」といいます。）にもとづき、「支援補助金」が支給されている期間に本事業の対象となるお客さまの燃料費調整単価は、お客さまに適用される高圧業務用電力および高圧電力の燃料費調整単価から支援補助単価を控除した単価を適用します。なお、本事業の内容に変更が発生した場合は、変更後の内容によるものといたします。また、適用期間および支援補助単価は当社ホームページ等でお知らせいたします。
- (2) (1)は本事業の終了とともに効力を失うものといたします。

### 3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

高圧業務用電力または高圧電力の需給契約を締結しているお客さまで供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

## 別紙

### 1 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4381$$

$$\beta = 0.5545$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

##### ロ 平均市場価格

平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における午前6時から午後6時までの約定単価の単純平均といたします。なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

##### ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、料金プランごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - 42,000\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} + \text{(3)の卸市場単価} \end{aligned}$$

##### ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

【高圧（500キロワット未満）】

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月1日から5月31日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月1日から4月30日までの期間

【高圧（500キロワット以上）および特別高圧】

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間



毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価の絶対値を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	高圧	19銭6厘
	特別高圧	19銭3厘

(3) 卸市場単価

卸市場単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、卸市場単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

卸市場単価 = (平均市場価格 - 19円37銭) × (4)の卸市場率

(4) 卸市場率

イ 高圧

卸市場率は、9.0パーセントを基準に、損失率（3.8パーセントとします。）および消費税率を加味したものとし、10.3パーセントといたします。

ロ 特別高圧

卸市場率は、9.0パーセントを基準に、損失率（2.4パーセントとします。）および消費税率を加味したものとし、10.1パーセントといたします。

(5) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、(1)ロの各平均燃料価格算定期間における平均市場価格および(1)ハによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載いたします。

## 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用

の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページに掲載いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の使用分から翌年3月の使用分に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときは、お客さまからの申し出の直後の4月から翌年3月（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、取り消された月までといたします。）までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

### 3 契約受電設備の総容量の算定

(1) 単相変圧器を結合して使用する場合は、次の算式によって算定された群容量の値にもとづき、契約受電設備の総容量（キロボルトアンペア）を算定いたします。

イ ΔまたはY結線の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 3$$

ロ V結線（同容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 2 \times 0.866$$

ハ 変則V結線（異容量変圧器）の場合

群容量＝電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）

－電力用変圧器（キロボルトアンペア）

＋電力用変圧器（キロボルトアンペア）

×2×0.866

- (2) 次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。
- イ 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
  - ロ 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
  - ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器(ロに該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。)
  - ニ 予備設備であることが明らかな変圧器